

日本電信電話株式会社等の研究成果の普及についての 日本電信電話株式会社等に関する法律第3条の適用に関する考え方

令和 5 年 12 月 22 日
総 務 省

1 背景・目的・位置付け

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第3条では、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下これらの会社を「NTT等」という。）の研究開発の推進及び成果の普及の責務を規定している。

○ 日本電信電話株式会社等に関する法律
(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

これまで研究成果の普及責務については、平成9年12月に策定した「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（平成9年郵政省告示第664号）」（以下「再編基本方針」という。）において、「公平な条件で（略）その普及に努めるもの」とされており、これに従い、平成11年5月にNTTが策定した「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画¹」（以下「再編実施計画」という。）において、NTT等は、「網の相互接続に不可欠な研究成果をはじめとして、原則として（例外あり）いつでも適正な対価を前提として積極的に研究成果を開示する」ことを定め、これまで運用してきた²ところである。

¹ 持株会社の基盤的研究の研究成果の普及方法

1. 基本的考え方

(2) 持株会社が再編成後引き続き行う基盤的研究に係る研究成果の普及方法

持株会社が行う基盤的研究の研究成果については、電気通信サービスの基盤となる研究成果の普及を促進することにより、電気通信市場の活性化に寄与するため、網の相互接続に不可欠な研究成果をはじめとして、原則としていつでも適正な対価を前提として積極的に開示することとする。

なお例外として扱うものは以下の通り（TR^{*1}には例外として扱うものはない）。

- ・ プライバシーやセキュリティの保護に関連する研究成果は開示できないことがある。
- ・ 基盤的研究業務に係る費用を負担する事業者の個別のサービス・商品を実現する個性化・商品化のための研究成果は開示時期を個別に判断する。

*1 TR(Technical Requirement)：調達物品を社外に公開する資料として、技術的要求条件を記載したもの

² NTTによれば、同社が研究開発したもののうち、代表的なものを Web サイトで公開するなどしており、ほかにも情報誌「技術ジャーナル」やイベント「NTT R&D FORUM」などで公開するとともに、Web サイトに設置された問い合わせ窓口からも具体的なものを見たい旨を問

研究成果の普及責務は、電電公社から技術力を引き継いだN T T等が網の相互接続等の研究成果を独占することが適当でないため、国内における公正競争を確保する観点から設けられたものであるが、再編基本方針及び再編実施計画の策定時から20年以上が経過し、電気通信市場を取り巻く環境は大きく変化している。N T Tグループは、海外市場ではグローバル企業との競争に直面しており、研究成果の原則開示の運用は、経済安全保障上の問題や研究開発の加速に必要な共同研究を推進する上での支障等の可能性が指摘される状況となっている。

令和5年9月から、情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会では、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について関係事業者のヒアリング等を行いながら審議をしているところ、同月21日の第3回会合で、研究成果の普及責務については、国際競争力強化や経済安全保障の重要性の高まり等を踏まえ、法改正が関係する責務自体の要否の議論に先行して、まずは研究成果の原則開示の運用を早急に見直す方向性が確認された。

今般、当該確認等を踏まえ、従来の研究成果の原則開示の運用を見直し、新たに研究成果の普及責務に関する考え方等を示すものである³。

2 研究成果の普及責務に関する考え方

研究成果の普及責務は、優れた研究開発能力や技術陣を有するN T T等の研究成果の普及を促進し、電気通信市場の発展を図る観点から設けられていることに鑑み、研究成果の普及は、国際競争力の強化や経済安全保障の確保等にも留意した上で、最も効果的と認められる方法（普及の時期や相手方を含む。以下この2において同じ。）により行うよう努めることが適当である。

この最も効果的と認められる方法は、記事・論文・展示等による公開、特許による出願公開、産業財産権の選択的な実施許諾、研究成果の早期実装など、研究成果ごとに異なると考えられ、その判断は、一義的には研究開発を行ったN T T等が自ら行うことが適当であるため、研究成果の普及は、最も効果的とN T T等が自ら判断する方法により行うように努めることとする。

また、他企業との共同研究は、先端技術の社会実装等に向けた研究加速に有効な手段であるため、共同研究の相手方に独占実施権や優先実施権の設定などを認めることが研究成果の普及に最も効果的と認められる場合には、独占実施権の設定等を行うことに特段の支障はないと考えられる。

い合わせれば案内されるが、公開するか否かはその技術が公開可能な段階にあるかどうか、問い合わせの目的なども考慮される等の運用となっている。

³ 再編実施計画のうち、N T T等の研究成果の普及責務に関する部分は、本考え方の策定に伴い、失効させることとする。

3 NTT等に講ずることが期待される措置

NTT等は、2の考え方に基づき、研究成果の普及に関する基本的考え方を策定し公表するとともに、この基本的考え方に基づく成果普及の実施状況（特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項を除く。）を公表することが期待される。